

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。ただし、第一条第三十一号チ、第三十四条、第七十条第三号及び第七十五条第一項第一号の改正規定は、公布の日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して三年を経過する日までの間におけるこの告示による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（次項において「新告示」という。）第二条の二三項及び第四項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	第二条の二三項	二・五パーセント	〇・六二五パーセント
	第二条の二第四項	合計して得た比率	合計して得た比率

2 適用日から起算して三年を経過する日までの間における新告示第十四条の二第三項及び第四項の規定の

			に百分の二十五を 乗じて得た比率
平成二十九年三月三十一日から起算して 一年を経過する日までの期間	第二条の二第三項	二・五パーセント	一・二五パーセン ト
平成三十年三月三十一日から起算して一 年を経過する日までの期間	第二条の二第四項	合計して得た比率	合計して得た比率 に百分の七十五を 乗じて得た比率
	第二条の二第三項	二・五パーセント	一・八七五パーセ ント
	第二条の二第四項	合計して得た比率	合計して得た比率 に百分の七十五を 乗じて得た比率

適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	第十四条の二第三項	二・五パーセント	〇・六二五パーセント
第十四条の二第四項	合計して得た比率	合計して得た比率に百分の二十五を乗じて得た比率	
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	第十四条の二第三項	二・五パーセント	一・二五パーセント
第十四条の二第四項	合計して得た比率	合計して得た比率に百分の五十を乗じて得た比率	
平成三十年三月三十一日から起算して一	第十四条の二第三	二・五パーセント	一・八七五パーセ

年を経過する日までの期間	
項	第十四条の二第四 項
項	合計して得た比率
乗じて得た比率	合計して得た比率 に百分の七十五を 乗じて得た比率
ント	ント